

延焼部と防火区画の解説

1. 延焼のおそれのある部分

「延焼の恐れのある部分＝延焼ライン」は、次の2種類である(図1参照)。

- ① 隣地境界線から1階が3m、2階・3階が5mの部分
- ② 道路中心線から1階が3m、2階・3階が5mの部分

この延焼ライン内にある開口部(窓、扉)は、「防火設備」となる。

防火設備の書き忘れは-1点となり、合否激戦区では命取りになるので、注意を要する。

注意1: 道路があるのに、隣地境界線からの距離で延焼ラインを間違えて書く方がいる。

道路がある場合、道路中心からの距離であり、まず適用となることがない(無視して良い)。

注意2: 延焼ライン上の窓・扉も防火設備となる。

注意3: 延焼ラインがかかっている側面の窓も防火設備となる。

注意4: 隣地が公園の場合は、「延焼の恐れのある部分」が免除されるので、対象外となる。

① 隣地境界線

② 道路中心線

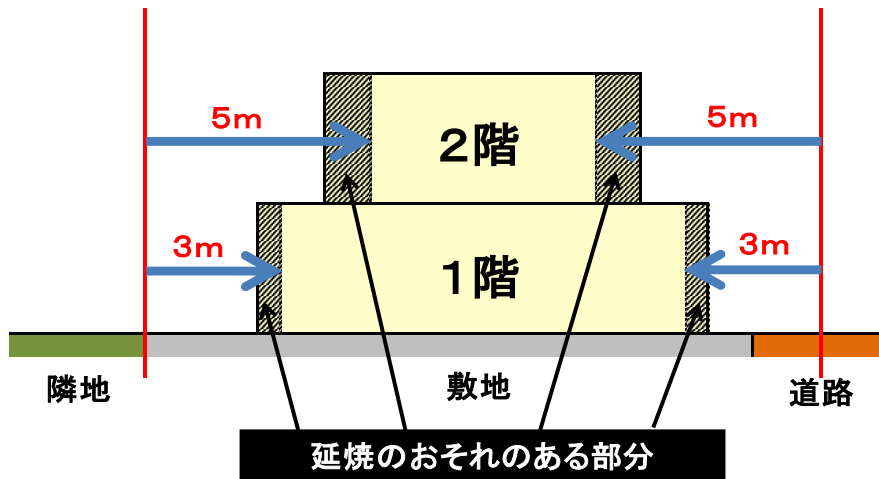


図1 延焼のおそれのある部分(1階3m、2階以上5m)

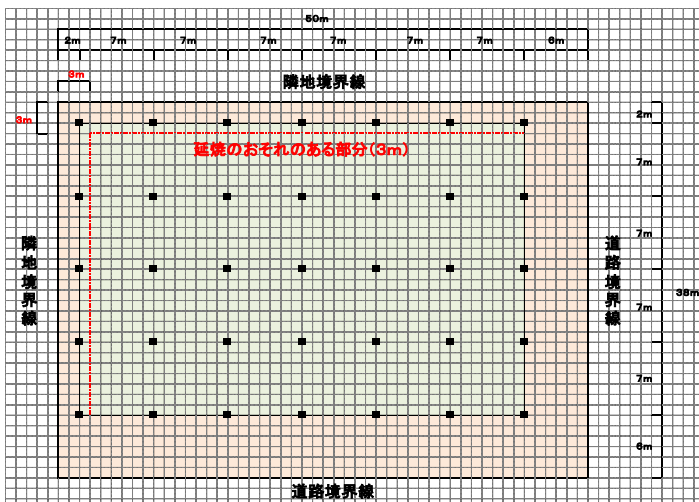


図2 延焼ライン:1階3mの記載例

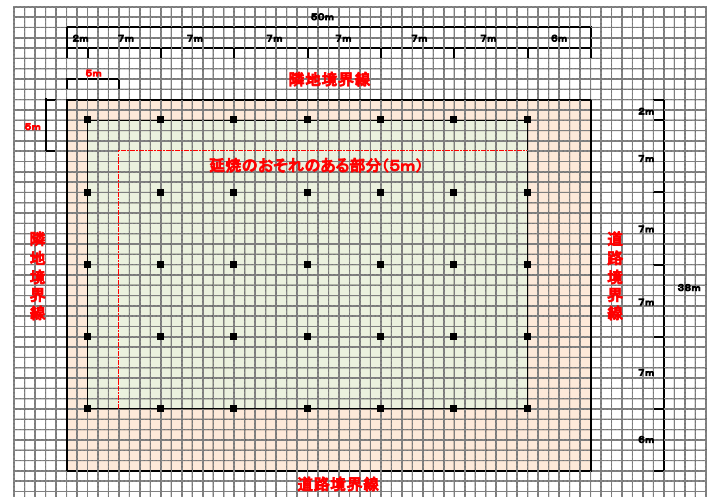


図3 延焼ライン:2階以上5mの記載例

2. 防火区画(竪穴区画、面積区画)

・主な防火区画は、次の2種類である。

① 竪穴区画 ⇒防火設備

② 面積区画 ⇒特定防火設備

実際には、「階段」、「EV」、「3層吹抜け」が該当するが、全て「特定防火設備」でよい。

階段、EV、3層吹抜けは、竪穴区画となるので、防火設備は必ず必要となる。更に、3階建ての計画の中で、1,500㎡の面積区画が必要となり、竪穴区画に面積区画を含むとなり、各階で階段、EV、3層吹抜けを特定防火設備とする(階ごとに面積区画するとの意味)。

3層吹抜けは、2階・3階の窓に特定防火設備のシャッター、1階に特定防火設備のシャッターと一部に開閉扉(くぐり戸)が必要である。

本来、2階又は3階の階段、EV、3層吹抜けを特定防火設備にすると、1階の階段、EV、吹抜けは、面積区画を含まない竪穴区画のみでよいので防火設備でよい。しかし、そこを色々考える時間を割愛するため、研究会では、全て特定防火設備にすることを推奨している(確定エスキス)。この1階が防火設備でよいのに、特定防火設備にすることは、防火区画として**安全側の考え方**であり、ここで減点になることはない判断している。

3. 竪穴区画の判断

階段、EV、3層吹抜けは、竪穴区画となる。

竪穴区画の判断で難しいのは、2層吹抜け(2階・3階の吹抜け展示室)であり、次の2種類となる。

① 3階部分に窓ありは竪穴区画判断 ⇒防火設備の扉**必要**、3階窓は特定防火設備のシャッター**必要**

② 3階部分に窓なしは単なる大空間 ⇒防火設備の扉**不要**

展示室が日本画等の展示ありで無窓を想定する場合は、3階部分は一般に壁となる。ここが全て壁である場合、この2層吹抜けの展示室は、単なる大空間の法的解釈となり、扉に防火設備は不要である。

他方、市民展示室のようにオープン公開的な展示室内を見せる場合、3階ホールから展示室内が見れるように窓を設置する場合がある。その場合、この2層吹抜けの空間は、吹抜け空間となり、扉を防火設備にする必要がある。また、3階窓は、面積区画も含めて特定防火設備のシャッターが必要である。

1級建築士の製図試験は、受験者の知識を審査員に見てもらおう試験なので、展示室にホール等から見れる窓がある場合は、扉に(防)を書いて、「吹抜け空間は3階に窓があることから竪穴区画により防火設備の扉が必要」と平面図に記載すると印象点が上がる(ランク I へ飛び込むテクニック)。

4. 異種用途区画の判断

レストランや喫茶店は、異種用途であるが、異種用途区画が必要かどうかは、次の2種類となる。

- ① 使用時間帯が同じ場合は異種用途区画が不要 ⇒特定防火設備の扉**不要**
- ② 使用時間帯が違う場合は異種用途区画が必要 ⇒特定防火設備の扉**必要**

レストランや喫茶店(以下、レストラン等という。)と、美術館の分室とは、異なる用途である。

しかしながら、美術館の分室の一部としてレストランや喫茶店を使用する場合は、通常、同一使用条件による同一施設と判断して、レストラン等を異種用途区画しなくてよい。この判断は、一般に使用時間が異なるか、同じかで判断される。つまり、美術館の分室が18:00終了なのに、レストラン等が20:00まで営業していると、これは、同一使用しているとは言い難く、異種用途区画が必要と判断される。

更に、この時間帯が明確でない場合は、レストラン等への外部からの専用出入口があるかで判断される。つまり、外部から直接の出入口があれば、異なる時間帯での使用が可能であり、分室のエントランスホール等とレストランの出入口には、特定防火設備が必要となる。

こども、「3.」と同じように、1級建築士の製図試験は、受験者の知識を審査員に見てもらおう試験なので、レストラン等で外部から直接入れる出入口がある場合、エントランスホール側の扉に(特)を書いて、「異なる時間帯の使用を想定することから異種用途区画により特定防火設備の扉が必要」と平面図に記載すると印象点が上がる(ランク I へ飛び込むテクニック)。

研究会は、ランク I と II の激戦区を勝ち抜きランク I へ飛び込むためには、①計画の要点等は全てに理由のある詳細な文として全行を埋める、②平面図及び断面図には環境負荷低減策や様々な補足文を多く書くことを推奨している。

⇒1級建築士の製図試験は、受験者の知識(この人は1級建築士になれる知識があるか)を判断する試験なので、図面だけではなく、文章・コメントでの判断もしている(平面図に補足文を書かないと、受験者が本当に知識が豊富であるかが審査員へ伝わらない、図面にコメント文を多く入れることはランク I へ入るための必須事項である)。